

パブリックコメントのお知らせ 占冠村の宿泊税について

占冠村では、持続ある観光施策を推進するため新たな財源として宿泊税の導入の検討を進めています。

占冠村が宿泊税を導入することについて皆様のご意見をお寄せください。



占冠村宿泊税の基本的な考え方

占冠村の基幹産業である観光は、交流人口の増加などによる賑わいの創出や消費の拡大など幅広い経済効果をもたらすことが期待されています。村の更なる発展のためには、宿泊者の満足度や利便性を高め多くの人々が占冠村を訪れることにより地域経済と観光振興の好循環を生み出していくことが重要と考えています。



占冠村宿泊税の制度の概要

項目	内容						
税目名	宿泊税						
課税客体	占冠村に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ①旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ②住宅宿泊事業法に既定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）						
納税義務者	宿泊施設（上記の①②）への宿泊者						
課税標準	課税標準は宿泊施設への宿泊数						
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者						
税率	一人一泊の宿泊料金 <table border="1"><tbody><tr><td>2万円未満</td><td>100円</td></tr><tr><td>2万円以上5万円未満</td><td>200円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>500円</td></tr></tbody></table>	2万円未満	100円	2万円以上5万円未満	200円	5万円以上	500円
2万円未満	100円						
2万円以上5万円未満	200円						
5万円以上	500円						
徴収方法	特別徴収						
課税免除（非課税事項）	公益性の観点から学校教育法の第1条に規定する学校（大学を除く）、施設が行う修学旅行やその他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者並びに保育所、認定こども園等が行う行事に参加、引率する者						
徴収方法	特別徴収						
制度の見直し	条例施行後5年を目途として見直しを行う						



宿泊税特別徴収事務交付金

納期内納入額の3.5%（徴収開始の年から5年間）

特別徴収事務交付金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税特別徴収に係る事務負担を考慮したものです。



宿泊税の使い道

占冠村の観光施策と観光施策を進める上での課題解決に活用します。

占冠村の観光振興

- ➡ 地域の魅力の発信
- ➡ 地域の資源を活かした観光地づくり
- ➡ 外国人対応
- ➡ 新たなインフラの整備
- ➡ 人材の育成

観光振興で抱える
課題の対応



宿泊税の税収見込み額

7,000万円～8,000万円

事業者様のご協力をいただき令和5年度の宿泊者数から計算をした概算です。

◆ご意見の提出の方法

- 1) ご意見を記載する様式は、役場またはトマム支所、ホームページで配布をしています。
- 2) 次の方法のうちから、ご自身でできる方法でお願いいたします。
 - ① 占冠村役場企画商工課またはトマム支所へ直接お持ちいただく方法
※土・日、祝日、年末年始以外の平日のみになります。
 - ② 占冠村役場へファクシミリ（0167-56-2184）で送っていただく方法
 - ③ 郵送（079-2201 勇払郡占冠村字中央 企画商工課 宛）で送っていただく方法
 - ④ メール（tiiki@vill.shimukappu.lg.jp）で送っていただく方法
（お願い）
お電話でのご意見はお受けすることができませんのでご了承ください。
- 3) 募集の期間は令和6年12月18日から令和7年1月15日までです。
※必着とさせていただきます。

◆いただいたご意見の取扱い

お寄せいただきましたご意見は条例施行にあたっての参考とさせていただきます。また、公開をさせていただきますので予めご理解ください。

問い合わせ先：役場企画商工課地域振興対策室 0167-56-2124